

広報 おおづまち

1974-3

仰げば尊し……

それぞれの道にすゝむ
若人を温く励まそう

人口の動き

男	2,038人
女	2,015人
計	4,053人
世帯	4,752戸
出生	25人
死亡	24人
転入	62人
転出	70人

春の火災予防運動実施中

火の元点検 設備の整備 三月十三日まで

春先は気象条件が変りやすく、火災が多発しやすくなつた。大火になりやすいことが特長です。

そこで火災予防思想を一段と高め、また日常生活における防火管理について指導し、火災の発生防止と、人命損傷事故の絶滅を図ることが目的です。

重点目標

- ①旅館、ホテル、病院等の避難設備と避難経路の案内
- ②就寝、外出時の火の元点検助行
- ③車両、林野火災の防止
- ④消火設備の整備
- ⑤寝たばこの注意とたばこの投げ捨て防止
- ⑥老人、子ども、症弱者等の就寝場所の選定

消火の心得

火を消すという事は、燃えるための三つの条件(可燃物、酸素、熱)のどれか一つを除くことです。

この火を消す道具、つまり消火バケツや消火器の使い方のコツを知らないといふに、小判といふことになりかねません

消火バケツ 消火のコツ

A床面がもえている場合は、まとめてかけるつもりで、燃えている近いところから次第に遠いところにかけてBふすまや板壁など、立上り面が燃えているときは、燃えている上方から半円をかいて、まっすぐに平均的にかける。

C一杯の水で火勢をおさえても、もし燃え残りがあつたら残火をよけ確かめて、二杯、三杯と連続して消す。

D新型消火バケツの場合、いっぱいの水で五・一六回投出できるので無駄な水がなく効果的です。

消火器による消火のコツ

A粉末系の消火器は、手前からはくうに火元をよく見さだめて消火する消火剤が熱によって化学反応を起し冷却効果と炭酸ガスが出て窒息消火する。表面的な窒息消火なので、火が残る場合があるから注意。

B強化液消火器は、アルカリ性の水溶液で、毒性がなく詰替の必要がない。消火器は、外筒にアルカリ性のA剤、内筒に酸性のB剤が入っており転倒すると、A剤とB剤が混合し炭酸ガスを含んだコロイド状の泡を型成する。強化液も消火器も冷却と窒息の両方の消火効果があり、そのコツは、床面の場合は、つつむむように、立上りの場合は、燃え上りをおさえるようにやや上の方から放射する。

春の交通安全運動……

新人学児を守ろう

「坊や危いよ」に注意しよう
「様ちゃん偉いね」と肩たたこう
「おじいさん用心してね」と手をのこう

ドライバーの方へ

新入生を見たならブレーキに足をのせよう。こどもやとしよりをみたら減速しよう。スクールゾーン内ではアクセルをゆるめよう。とまつているバスの横をとるときは減速しよう。

お母さん方へ

家族全員で交通安全についての家族会議を開き「我家からは事故者、違反者

人事異動

新	旧
町民課 藤本知子	総務課
若草学園 弓削マツ子	老人ホーム
老人ホーム 月屋マツ子	給食センター
給食センター 中島 幸代	若草学園
退 職	
古谷 佳子	町民課
国崎 イク	老人ホーム

採用
収入役室 吉永 正哉
三島あけみ
大塚 千文

町職員採用試験合格者

大村繁雄 矢護川 吉岡幸彦 陣内府内隆一 高尾野 荒木松雄 後迫大塚義郎 室 那須一美、室木村ユウ子 町 順不同
以上七名合格された方は大津町職員採用候補者名簿に登録されました。

を絶対出さない一掃いをたてましよう
新入生、入園の児童をもつお母さん方は握手したり、左肩にふれたりして右側通行を教えましよう。又入学後は適当な間一語に登校して、危険な所や注意する所を教えましよう。

毎年のことでマンネリ化しているとの批判もありますが、春の運動は新入生の時にあたります。希望にもえて学校に通う一年生やかわいい制服の幼児園児を悲惨な事故から守る為、交通安全協会、警察及び役場と全力を挙げて努力するつもりです。

町民の皆様方の御協力、御支援をお願い申し上げます。

福祉の窓

老人家庭奉仕員

おとしりの身の回りの世話にわたたり、または心身の障害のため日常生活に支障を生じている低所得世帯で世話をする人がいない方、およびひとり暮らしのおとしりなどの家庭に、身の回りのお世話をする人を無料で派遣しています。

老人健康診査

六十五才以上の町民を対象に、毎年一回、町内医師会の協力を得て、無料で健康診査を行なっています。またねたきり(六月以上の方)や病院に行けない方には、家庭を訪問して健康診査を行ないます。健康診査を行なう期間は九月の予定です。

老人医療費の助成

おとしりの病気の治療に六十五才以上のおとしりが保険で医療を受けたとき、自己負担分を助成(国が9割、町が1割)する制度です。国民健康保険の被保険者や健康保険など各種医療保険の被扶養者で六十五才以上の方では、役場福祉課から「医療券」の交付を受け、保険証といっしょに提示すれば、保険のきかない部分を除き無料で医療を受けることができます。ただしおとしり自身の所得が限度額以下(扶養親族のない場合で年収四七〇万円)のときは、その所得のあつた年の翌年には助成を受けられません。

養護老人ホーム

家庭に恵まれないおとしりに心身の障害、家庭環境、経済上の理由により家庭で生活することが困難

な六十五才以上(特別の場合六十才)のおとしりのための施設です。費用は一部の方を除いて無料です。

特別養護老人ホーム

心身の不自由なおとしりに心身が不自由で、日常生活の全般にわたつていつも他人の世話を受けなければならぬ六十五才以上(特別の場合六十才)のおとしりを対象とした施設で、収入の有無と経済状況にかかわらず利用できます。費用は世帯の所得状況によつて異なります。

経費老人ホーム

安い料金で利用できるホーム六十才以上の所得の低い(月収四八〇〇円以下)で身寄りがなく、家庭の事情などにより家族と同居できない方のための施設です。比較的安い費用(月額一五、〇〇〇円〜一八、〇〇〇円)で利用できます。

いづれもご相談は福祉課へ

老人福祉施設ルポ

素晴らしい養老クラブ

根底に職員の仕事感

植木町立養護老人ホーム、菊鹿町立養護老人ホーム、鹿本特別養護老人ホームを二月一五日訪問す。雨雲は急に小雨となす。植木老人ホームは道下(下)に在り、敷地がのり老朽施設、廊下は狭く暗い。管理室の隣室では彈子んだ話し合がなされてゐる。来意を告げると、そのまま隣室へ案内される。ホール内には又々、男と女で満員、ドアを開けた途端に、若いと直感す。会議老人自覚会(三つのグループに分れており潜越すが座長を勤めます。不慣れですから、よろしく記憶係もちゃん会員が、いちいち記録し、寮母さんも参加している。発言は拳手してなされる。立派なものである。三つのグループで話しつた要望、改善

事項を座長が取りまとめる。集団生活自分分、老人の手で、より明るく、楽しく心豊かなものにするため全員が、参加し皆で話し合い協力がなされていることは、素晴らしい。管理室の黒板には一月の行事計画が記入されている。

吟詠教室、生花教室、手芸編物教室、書道教室、老人学級、映画、ビクニツツ

何と素晴らしい行事計画であることよ。社会教育は福鹿から幕場までと云われる。さながら老人大学そのものである。道理で皆さんの表情の若々しく明るい、小雨は解けた。

小南は遂にみぞれとなる。鹿本町外れに、ねたきりの老人収容施設一本松荘が在る。廊下、老人の居室毎に生花が飾られてゐる。明るくて清潔であるだけでなく、プラスアルファ、心と心何ものが荘内に漂つてゐる。

大鼓、木琴、タンバリン、カスタ、アングル等がある。「これはと貰ねて驚嘆する。」音楽クラブを組織しています。勿論ねたきりの老人だけのメンバである。

少々リズムの遅いハーモニの不調和は平々ち、目で見て、耳で聞いて手で感じて音楽の美しさを喜び、素晴らしいことである。

陳列棚には人形、毛糸の編物、刺しゅうが、工作物の数々が展示されている。これ又観てねたきり老人の労作である。次に陽気になると、玄関前に車椅子三十五台が整揃する。

イザヤ出発一列縦隊で右側通行、勿論乗っているのはねたきりの老人、後から押は寮母さんと職員美味空気は腹一杯笑つて、歌つて、踊つて、お中食、お年寄と職員が一体となつた肌と肌の触れあひが心と心の深い結びつきとなつた素晴らしい治療である。

まことに感動的だ訪ね来て、珠玉を発見したことが。

二つの養護老人ホームと一つの特養老人で同様に云ふことは、おとしり一人一人が奥深く秘めてゐる能力の発見と発掘に施設従事職員の使命感とたゆまざる努力の成果であり又その根底に人間尊重の精神が潜在していることを見出すことは出来ない。

早春の陽は暮れるを急ぎ梅花は白く満ち足りる感懷で辞す。

施設ご案内

おたすねは福祉課へ

重度身体障害者療護施設

くまむた荘

「くまむた荘」は身体障害者のうち自力で日常生活を営む事が困難な方々に對し介護を行い健康な社会人と同様な快適にして「生きがい」のある生活のできる場を念願として設立されたものです。

所在地 城南町大字沈呂

開設日 四月一日

定員 五十名

重度身体障害者収容授産施設

天草更生園

「天草更生園」は職業能力や生産能力が下まわりがちである重度身体障害者の方々に一人の人間として社会的に参加するために必要な職業的、心理的、医学的、社会的サービスの行う所であり、機能を充分に發揮して自活を志す重度身体障害者の方々に開放して経済的基礎を与えることを目的として設置された施設です。

授産科目は縫製、電器部品製作、土産用具細工、武道具部品製作、タイブ、編物が有り

入所期間は作業能力その他を勘案して決定されます

所在地 天草町下田

開設日 四月一日 定員 五〇名

授産施設

熊本県技能指導所
指導生募集

本年度も次の通り指導生を募集しております。入所希望の方は福祉課でおたすね下さい。

洋裁科 文化式一カ年修業

測量製図科

男女を問はず、測量地形図設計等のトレス製図技術修業一ケ年

願所受付 四月八日まで

入所期日 四月十日

所得税の確定申告

所得税の確定申告については二月広報で概略をお知らせ致しましたが本年は自主申告制度を強力におし進められました。一般の営業者の人（農業以外の人）は直接申告書を三月十五日までに税務署に提出して戴くこととなります。尚申告書は直接税務署より送付されて居りますが若し外に申告される人は税務課に申告書及手引や書き方の説明書を預つて居りますので申出て下さい。また三月の六、七日は税務署係官により大津町商工会館において相談に応じられますのでご利用下さい。

農業所得の方は今農業標準により計算準備中ですので申告の必要ない人は相談日を記入の上送付し相談に応じることと致しております。その外確定申告を要する人は（還付を受けられる人、住宅取得控除を受けられる人等の申告書等用紙は税務課に申し出て下さい。）

固定資産課税台帳縦覧期間の変更

昭和四十九年度固定資産課税台帳の縦覧期間については地方税法第四一五条第二項の規定により三月一日から三月二十日まで関係者に縦覧に供することとなつて居りますが本年は地方税法の改正が行なはれますので（特別な事情による）四月縦覧に変更することにります。

また縦覧期間の変更によりまして固定資産税第一期の納期も五月に変更（税条例の改正を行ふことになり）することになります。

ロータリー財団奨学生募集

外国で専門分野の勉強を

一ケ年の諸経費の負担

大学院、大学、専門的訓練、心身障害教師など詳しくは大津ロータリー（肥後銀行大津支店）へお問合せ下さい。申込は三月十六日までです。

登山者につえ

かくれた書信 杉木広さん（杉木）

杉木老人クラブ員杉木広さんは金峰山登山をした折登山者が杖をはしがつているのを見、早速手造りの杖三〇本をつくり、さるすべり道下に道端に利用してはいいと、そつと置いたことがわかり、熊日紙にかくれた親切として紹介され杉木老人クラブ例会で会員の賞讃をうけた。

陸上 庭球 クラブ会員募集

町民グラウンドで練習をはじめます。

老若男女を問はず申込みは公民館又はみどりヤスボツまで



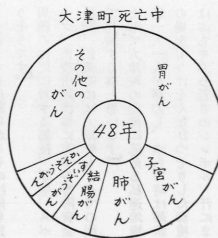
新入学の児童生徒数

小学校	小	大津	一三六名	大津南	四五名
大津東	十六名	平川	十七名	真城	四名
矢護川	十七名	若草	一名	計	二四六名
中学校	大津	二六一名	菊阿	三九名	
若草	六名	計	三〇六名		

成人病とのかい

がんは予防出来る

死亡率三横綱の中でのがんは年令から云うと三十五才までは第一位になります。一番働き盛りの年齢でがんになるのが「がん」と云うことになり、ます。「がん」の中でも特に多いのが「胃がん」でこれが男女共トツで、二位が「子宮がん」と「肺がん」です。グラフのように半分以上をしめています。「がん」は原因がわからないから予防出来ないといわれていますが早く見つけて治療することでも悪くなることも他にひろがることも防ぐ事が出来ます。だから早期なら一〇〇%治ると云われるのです。



症状として

胃がん一胃の具合が悪く食欲がなく好みが変つたりないか

子宮がん一おりものや不正出血はないか

肺がん一セキがづいたり、たんに血がまじつたりしないか

などあります。とにかくいたみがない出血し易いといふ特長があります。ふだんと変つた事があったらとてしませんが、医師にみせることで「がん」は早いうちには症状がはっきりせず手おくれになる事がありますので一番大切なことは検診をうけることです

ね。町では今年も次のように予定しています

胃がん 四月と十月

子宮がん 四月月上旬

肺がん 結核検診によつてみつけます。又がんにならないために次の事も注意して下さい

- 一、塩辛いものをとりすぎない
- 一、熱すぎるものも注意する
- 一、酒のみすぎをやめる
- 一、たばこの吸いすぎをやめる

上井手 下井手の水止

三月五日より三月三十一日迄上井手及下井手の恒例水止が実施されます。水路の補修やせきの手直し等は早目にやつて下さい。尚水止期間中の火災予防については一段のご注意をお願いします。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

特別弔慰金制度は毎年三、〇〇〇円づつ一〇年間で三万円のお金を支給する制度です

支給条件(死没者の身分)

(1)身分 (2)陸軍、海軍の軍人であつた人

(3)準軍人であつた人

例(もとの陸軍の見習士官、海軍兵学校生徒、その他)

(4)軍属であつた人

(5)準軍属であつた人

(2)支給条件

昭和十六年十一月八日以後の公務上の死没者であること。例外として昭和十六年十二月八日前に死亡したことが、昭和二十年四月二日以後において認定された者につき、弔慰金が支給された場合は、特別弔慰金の支給の対象となる。これは戦時死亡宣告のようなときです。

②弔慰金を受けていること。弔慰金の金額は次の通り

③

軍人、軍属五万円、準軍人三万円、公務扶助料、遺族年金、遺族給付金、共済年金を遺族の方が受給していた。ところがある日両親が死亡して、年金等の支給がとまつてしまつた。又は妻が遺族外の人と婚姻をしたことにより年金の支給等がとまつてしまつた。又は手孫が十八才に達したことによつて年金の支給がとまつてしまつた。又は手孫が二十才に達したことによつて公務扶助料の支給がとまつてしまつた。

④

(1)以上のように、今まで年金等をもつていた遺族の方が死亡、婚姻、成年到達、国籍喪失等の原因で、遺族年金を受ける権利を失つた時期が昭和四十年三月三十一日までの方です。この昭和四十年三月三十一日という時期一又は基準日ともいふは特別弔慰金の「(1)号」又は「(2)号」該当者に適用されます。

(2)この時期又は基準日という昭和四十年三月三十一日を七年間現在に引きのばして昭和四十七年三月三十一日までの間に、遺族年金等の受給権を失つた遺族に特別弔慰金を支給しようとするのが「(1)号」改正の「(1)号」該当者といふこととなります。つまり公務扶助料等受給者の失権基準日、昭和四十年三月三十一日を昭和四十七年三月三十一日まで拡大されたこととなります。

遺族の順位 一、配偶者(事実上婚姻関係にあつた者を含む) 遺族内婚

二、子

三、戦没者と生計関係を有していた戦没者の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

四、戦没者と生計関係を有していないかつた戦没者の父母、孫、祖父母兄弟姉妹

以上により今昭和四十七年改正の「(1)号」該当者の方は後援福祉会が請求の手続きをして下さい。尚「(2)号」該当者請求期限は昭和五十年五月二十八日、時刻になりましたので早急に手続して下さい。尚「(1)号」制定法「(1)号」昭和四十四年改正、「(2)号」昭和四十四年改正、請求者の方で未請求の方は福祉係へ御相談下さい。

本田技研実習生報告

拝啓 肌寒さもまだまだといった感じの今日この頃と成りました。けれどもその後お変わりなくお過ごしのことと思います。入社後今日で一週間と成ります。まず最初におつた事は本社の内容が他の社に対してすばらしいと思いました。それは班長も先頭をきつて仕事を教えるし作業もやつておられます。常に勉強する精神、考える会社であること74年度におけるアメリカのマスキ法に現在の十分の一に排気ガスを落としたものでVCCエンジンの開発、フォードとトヨタ自動車からその技術も買おうそうです。

周囲の住民に対する福祉、厚生、スポーツ、市役所諸団体に対する寄附金援助、創業時には大津町すべてで面

で発展する事と思ひます。そして大津町の期待に応へる私達地権者一人一人が努力し、つらい時は誰かの場をもうけそんなシンボル、汗にまみれた笑顔で大いに遊び又一年間ではあつたけれど、さすがに飽きまで行つて研修しただけであつたといふのはい研修にする事が自分自身に与えられた課題であります。会社内では「何千何という幾帳が若い人に浮かんできます」「仕事が終つて社員集合でそろそろ私の部屋です。皆自分の仕事場へ一番疲れたとはいひの連続です。でも十時、さあ明日も早いといつてめいめの部屋へ帰つてゆく時笑いながら、去つてゆく地権者の一人一人を見つめていると何となく、その脱出者が一人でも出ないようにと、その事ばかりです。絶対出させません。私がや皆さんが旅は道づれ世はなすけ大いに頑張ります。まず少し遠くからですけれども地権者の声をお聞かせしたくペンを取りました。

同和教育

② 歴史的背景

先述述べたいいくつかの例で明らかになるように、部落差別は今の社会と必然として生きつづけているのです。同和对策審議会答申は次のように述べています。「近代社会における部落差別とは、ひとくちにいへば、市民的権利

自由の侵害にはかならない。市民的権利、自由とは職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住および移転の自由、結婚の自由などでありこれらの権利と自由が同和地区住民に對しては完全に保障されていないことが差別なのである」ではこのような部落差別は自然にできたものでしょうか。そうではありません。同和对策審議会答申は「いわゆる同和問題においては形成された身分階層構造に基づく差別により日本国民の一部の集団が経済的、社会的、文化的に低位の状態におかれ、現代社会においてもなおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないといふこともと

深くして重大な社会問題である」部落の起源や沿革については人種起源説、宗教起源説、職業起源説、政治的起源説などがあつますが、同和地区の人々は世間の偏見にあつた異人種でも異民族でもなく、疑いもなく日本民族、日本国民です。

同和地区は中世末期といひ近世初期に形成され、封建社会の身分制度のもとで、社会生活のあらゆる面できびしい差別扱いをうけ、人間外のものである人格をふにじられてきました。すなわち、徳川幕藩体制において、「士農

工商」という身分制度をささえる最低の身分階層としてエタ、非人の制度がつくられたことにはしまさず、この制度により、封建社会にあつて、当時の支配層である武士階級が自分たちの地位を安泰にしていくなため、民衆の不満をそらすとしたのです。たとえば百姓一揆で抵抗する農民に対して「百姓様、おまたちの下にはまだエタ、非人がいるではないか」「土でくたすな、下でくらせ」と分別支配の道具にしてきました。

明治時代にはより「士農工商」の身分制度がなくなり、明治四年の解放令によりエタ、非人の称も制度上廃止されました。しかし解放令とは名ばかりで実質的に差別はなくなり同和地区は社会の最底辺として残されました。すなわち政府は士族等にははく大なお金をだして生業を援助しましたが長い間、悲惨な状態におかれてきた同和地区の人びとには何の保障も具体的な施策もせず、かえつて富国強兵策をすすめたため、実態として差別を強化することとなつたのです。

戦後、自由と平等、基本的人権の尊重を明らかにした憲法のもとに、民主的な諸改革や運動が展開されましたが、いぜんとして具体的施策がじゅうぶんにはなされず、一般的に社会にある差別意識とがあひまつて、こんにちまで部落差別を残してしまつた。

一方、このような差別の歴史のなかで同和地区の人びとはながく部落差別からの解放をめざしてきびしい運動を展開してきました。その成果が、同和对策審議会答申や、これに基づき同和对策事業特別措置法の制定となつてあつたのです。